

扶養控除等（異動）申告書を提出する皆様へ

1 はじめに

申告書の記載に当たっては、本書及び申告書の裏面を必ず御覧ください。

なお、例年、年末調整後に税務署から扶養控除等の誤りを指摘され、所得税を追徴される例が見受けられます。 申告内容を十分御確認の上、記載いただくようお願いします。

2 申告内容の確認

あなたの「申告する項目を確認」しますので、次の全ての項目にお答えください。

また、「はい」とお答えになった項目について、指示のとおり申告書を記載してください。

- (1) あなたの給与は、北海道教育委員会から支給を受ける給与が主たる給与ですか。
 はい ⇒ **2ページ「1 共通事項」**を御覧ください。
 いいえ  「申告書の提出は不要」です。次の項目以降に進まなくて結構です。
- (2) 源泉控除対象配偶者（内縁関係の人は含まれません）はいますか。
 はい ⇒ **2ページ「2 A 源泉控除対象配偶者」**を御覧ください。
 いいえ
- (3) 控除対象扶養親族（16歳以上。平成20年1月1日以前生）はいますか。
 はい ⇒ **4ページ「3 B 控除対象扶養親族」**を御覧ください。
 いいえ
- (4) あなたに、障害はありますか。
また、同一生計配偶者又は扶養親族に障害のある方はいますか。
 はい ⇒ **5ページ「4 C 障害者」**を御覧ください。
 いいえ
- (5) あなたは、「ひとり親」又は「寡婦」ですか。
 はい ⇒ **6ページ「5 C ひとり親、寡婦」**を御覧ください。
 いいえ
- (6) 16歳未満の扶養親族（平成20年1月2日以後生）はいますか。
 はい ⇒ **6ページ「6 住民税」**を御覧ください。
 いいえ

1 共通事項

特に、次の事情があった方は、異動申告を行うこととなりますので、留意してください。

- (1) 本年の途中で、控除対象扶養親族であった人の就職、結婚などにより**控除対象扶養親族の数が減少**したこと。
- (2) 本年途中で結婚し、**源泉控除対象配偶者を有すること**となったこと。
- (3) 本年途中であなた又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、**源泉控除対象配偶者に該当すること**となったこと又は**該当しないこと**となったこと。
- (4) 本年の途中で、出生又は所得の減少等により、**控除対象扶養親族等の数が増加**したこと。
- (5) 本年の途中で、**本人が障害者、ひとり親又は寡婦に該当すること**となったこと。
- (6) 本年の途中で、**同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当すること**となったこと。
- (7) 本年の途中で、**住所を変更すること**となったこと。

- 異動申告を行う場合は、**記載済みの内容を二重線（朱書き）で抹消するとともに、訂正後の内容を朱書き**してください。
- 本年中に、申告書を提出していない方は、新たに申告書を記載し、提出してください。
- 北海道教育委員会が任命権者である源泉控除対象配偶者等については、申告書の「異動年月日及び事由」欄に「所属名」及び「職員番号」を記載してください。
なお、当課において所得額を確認できることから、提出書類は不要とします。
- 年の途中で採用された職員で、前職のある場合（北海道教育委員会から給与を受けていた者を除く。）は、前の勤務先から交付を受けた**令和5年分給与所得の源泉徴収票（原本）**を提出してください。
（事務局、道立学校は別紙各種証明書等貼付用紙使用、市町村学校等は申告書裏面に貼付）。
その際、誤って前年分源泉徴収票を貼付する方が見受けられますので、注意してください。
- 提出書類は、源泉徴収票を除き、A4サイズとしてください。
- 申告内容を確認した後、**申告書右下に、申告者本人が「確認済み」と記載し押印**してください。
（令和3年分年末調整より氏名欄の押印は不要となっています。）

【チェックポイント】

- 所属コード、職員番号及び所属名は正確に記載していますか。
（本年の途中で異動した方は記載してある旧所属のコード・名称を訂正してください。）
- 「住所又は居所」欄の郵便番号及び住所は、正確に記載していますか。
- 「配偶者の有無」欄の「有」又は「無」に、○を付けていますか。
- 「確認済み」の記載及び押印をしましたか。

2 A 源泉控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者とは、次の要件をすべて満たす場合の配偶者のことをいいます。

- ①あなたの合計所得金額の見積額が900万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が1,095万円）以下である。
- ②あなたと生計を一にしている配偶者である。（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く。）
- ③配偶者の所得の見積額が95万円（給与収入のみの場合は150万円）以下である。

注：源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できません。

配偶者の「所得の見積額が95万円以下」とは

重要なポイントです

| 区分 | | 収入金額 | 所得の見積額に記載する金額 |
|----------------------|----------------------|---------------------------|------------------------|
| 給与所得だけの場合 | | 150万円以下の人 | 収入金額 - 55万円 |
| 事業所得だけの場合 | | | 総収入 - 必要経費 |
| 公的年金等に係る 雑所得だけの場合 | 65歳以上 (S34. 1. 1以前生) | 205万円以下の人 | 収入金額 - 110万円 |
| | 65歳未満 (S34. 1. 2以後生) | 130万円以下の人 | 収入金額 - 60万円 |
| | | 130万円以上 1,633,334円以下の人 | 収入金額 × 75% - 27.5万円 |

※1 「所得の見積額」の計算方法

計算例：給与支払額の合計額が、100万円（うち非課税の通勤手当が10万円）の場合
所得の見積額 = 100万円 - 10万円 - 55万円 = 35万円

※2 合計所得金額に含まれる所得（例示）

配当所得・不動産所得・退職所得・山林所得・一時所得等
詳細については資料2をご覧ください。

<参考～退職所得の計算方法>

$$\text{退職所得金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$$

| 勤続年数 (A) | 退職所得控除額 |
|----------|---------------------------------|
| 20年以下 | 40万円 × (A) (80万円に満たない場合には、80万円) |
| 20年超 | 800万円 + 70万円 × (A - 20年) |

(注) 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。また、特定役員退職手当等に該当する場合は、上記計算式の2分の1計算の適用はありません。短期退職手当等（短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの）に該当する場合は、退職所得金額が300万円を超える部分には、上記計算式の2分の1計算の適用はありません。

※3 合計所得金額に含まれない所得（例示）～扶養手当上の取扱いと異なります。

遺族の受ける年金・障害年金・失業給付（雇用保険法）・育児休業手当金・非課税分通勤

【提出書類】

「所得の見積額」欄に金額の記載をした場合（0円の場合を除く。）は、次の書類を提出してください。

| 区分 | 項目 | 提出書類 | 備考 |
|----------|---------------|---------------------------------|--|
| 給与収入のある人 | 本年中の収入が未確定の場合 | 別記様式「給与収入に関する申立書」 | <ul style="list-style-type: none"> ■収入が未確定の方 別記様式を申告書とともに提出。 |
| | 本年中の収入が確定の場合 | 別記様式その1「給与等支払証明書」 | <ul style="list-style-type: none"> 確定次第、必ず、別記様式その1を提出。 ■収入が確定した方 別記様式その1を申告書とともに提出 |
| 事業所得のある人 | 本年中の収入が未確定の場合 | 別記様式その2「事業所得等に関する申立書」（未確定）・（確定） | <ul style="list-style-type: none"> ■収入が未確定の方 未確定を申告書とともに提出。 |
| | 本年中の収入が確定の場合 | | <ul style="list-style-type: none"> 確定次第、必ず、確定を提出。 ■収入が確定した方 確定を申告書とともに提出 |
| 区分 | | 提出書類 | 備考 |

| | | |
|--|--------------------------|-----------------|
| 公的年金等に係る雑所得のある人 | 年金振込通知書（写）又は年金支払通知書（写）等 | 本年中に発行された、最新のもの |
| 扶養控除等の適用を受けようとする親族が国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有する者以外の者 | 資料1「非居住者に係る提出書類について」のとおり | |

※別記様式その1「給与等支払証明書」を提出される方は、毎年1月に実施の「扶養手当等に係る事後の確認」において、当証明書（写）の提出が必要となりますので、写しを保管してください。

【チェックポイント】

- あなたの合計所得金額の見積額は900万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が1,095万円）以下ですか （900万円を超える場合は、源泉控除対象配偶者となりませんので、記載しないでください）。
- 配偶者の合計所得金額（「令和5年中の所得の見積額」欄）は、95万円以下ですか （95万円を超える方は、源泉控除対象配偶者となりませんので、記載しないでください）。
- 「令和5年中の所得の見積額」の欄には、「収入」ではなく「所得」を記載していますか。また、所得がない方は、「0」と記載していますか。
- 「令和5年中の所得の見積額」の欄に、所得金額を記載した場合は、3ページの【提出書類】にある書類を添付していますか。
- 配偶者が非居住者である場合は「非居住者である親族」に○を付けていますか。

3 B控除対象扶養親族

申告書の裏面、3「扶養親族等の範囲」の④～⑧をご確認ください。

控除要件である「所得の見積額が48万円以下」とは

重要なポイントです

| 区分 | | 収入金額 | 所得の見積額に記載する金額 |
|-----------|---------------------|-----------|---------------|
| 給与所得だけの場合 | | 103万円以下の人 | 収入金額 - 55万円 |
| 事業所得だけの場合 | | | 総収入 - 必要経費 |
| 公的年金等に係る | 65歳以上（S34. 1. 1以前生） | 158万円以下の人 | 収入金額 - 110万円 |
| 雑所得だけの場合 | 65歳未満（S34. 1. 2以後生） | 108万円以下の人 | 収入金額 - 60万円 |

※1 「所得の見積額」の計算方法

計算例：給与支払額の合計額が、100万円（うち非課税の通勤手当が10万円）の場合
 所得の見積額 = 100万円 - 10万円 - 55万円 = 35万円

※2 合計所得金額に含まれる所得（例示）

配当所得・不動産所得・退職所得・山林所得・一時所得等
 詳細については、資料2を御覧ください。

退職所得金額の計算方法は、「2 A源泉控除対象配偶者」※2と同様です。

※3 合計所得金額に含まれない所得（例示）～扶養手当上の取扱いと異なります。

遺族の受ける年金・障害年金・失業給付（雇用保険法）・育児休業手当金・非課税分通勤

【提出書類】

3ページの【提出書類】と同様です。

【チェックポイント】

- 控除対象扶養親族の合計所得金額（「令和5年中の所得の見積額」欄）は、それぞれ48万円以下ですか（48万円を超える方は、控除対象となりませんので、記載しないでください）。
- 「令和5年中の所得の見積額」の欄には、「収入」ではなく「所得」を記載していますか。また、所得がない方は、「0」と記載していますか。
- 「令和5年中の所得の見積額」の欄に、所得金額を記載した場合は、3ページの【提出書類】にある書類を添付していますか。
- 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成20年1月1日以前生）の扶養親族ですか。
- 老人扶養親族は、年齢70歳以上（昭和29年1月1日以前生）ですか。
- また、その老人扶養親族が、「あなた」又は「あなたの配偶者」の直系尊属で「あなた」又は「あなたの配偶者」のいずれかと同居を常況としている人の場合、「同居老親等」に✓を付けていますか。また、同居を常況としていない場合は、「その他」に✓を付けていますか。
- 「特定扶養親族」の欄に✓を付けた人は、年齢19歳以上23歳未満（平成13年1月2日～平成17年1月1日生）ですか。
- 控除対象扶養親族が本年の途中で死亡した場合でも、死亡の日の現況により判定することから、本年分については、扶養控除等の対象としていますか。
- 非居住者がいる場合は「非居住者である親族」の該当項目に✓を付けていますか。また、「生計を一にする事実」に送金額を記載していますか。

4 C 障害者

申告書の裏面、3「扶養親族等の範囲」の⑨～⑩をご確認ください。

障害者（特別障害者）とは

重要なポイントです

| 提出書類 | 特別障害者 | 一般の障害者 |
|--|---|-------------|
| 療育手帳（写） <small>※最新の判定年月日が確認できる部分の写しを含む。</small> | 障害の程度がA | その他 |
| 精神障害者保健福祉手帳（写） | 障害等級1級 | その他 |
| 身体障害者手帳（写） | 障害の程度が1級又は2級 | その他 |
| 障害者控除対象者認定書（写） | 特別障害者の記載がある場合 | 障害者の記載がある場合 |
| 医師の診断書 | 身体障害者手帳等の申請のため、医師の診断書の交付を受け、年末調整の時点で明らかに手帳の交付を受ける程度の障害があると認められる場合 | |

【チェックポイント】

- 障害者に該当する（人がいる）場合に記載漏れはないですか。
※障害者控除は、16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。
- 障害者に該当する同一生計配偶者の合計所得金額は48万円以下ですか（48万円を超える方は、障害者控除対象となりませんので、記載しないでください）。
- 特別障害者が、「あなた」又は「あなたの配偶者」等と同居を常況としている人の場合は、同居特別障害者の該当する欄に✓を付けていますか。
- C「障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄の「障害者」にチェックを付けた場合は、「左記の内容」欄に障害者の氏名、障害の状態又は手帳等の種類と交付年月日、障害の程度を記載していますか。
- 障害者に該当する（人がいる）場合は、「提出書類」にある書類を添付していますか。
- 提出書類に期限が付されている場合は、期限を経過していませんか。

5 Cひとり親、寡婦

申告書の裏面3「扶養親族等の範囲」の⑪～⑫をご確認ください。

【チェックポイント】

- あなたの合計所得金額は500万円以下ですか。
- ひとり親又は寡婦に該当する人は、あなた本人ですか。
- C「障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄の該当する箇所にチェックを付けましたか。

6 住民税

【チェックポイント】

- 住民税に関する事項に、年齢16歳未満（平成20年1月2日以後生）の扶養親族を記載していますか。
- 年齢16歳未満（平成20年1月2日以後生）の扶養親族の合計所得金額（「令和5年中の所得の見積額」欄）は、それぞれ48万円以下ですか （48万円を超える方は、控除対象となりませんので、記載しないでください）。
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族の記載をしていますか。
- 退職手当等を有する配偶者の合計所得金額（「令和5年中の所得の見積額」欄）は、133万円以下ですか （退職所得を除いた合計所得金額が133万円を超える方は、控除対象となりませんので、記載しないでください）。
- 退職手当等を有する扶養親族の合計所得金額（「令和5年中の所得の見積額」欄）は、48万円以下ですか （退職所得を除いた合計所得金額が48万円を超える方は、控除対象となりませんので、記載しないでください）。
- 扶養親族が本年の途中で死亡した場合でも、死亡の日の現況により判定することから、本年分については、扶養親族の対象としていますか。

非居住者に係る添付書類について

次のア～ウの親族が非居住者（＝国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有する者以外の者）である場合は、以下の書類を扶養控除等（異動）申告書又は配偶者控除等申告書に添付し提出してください。なお、外国語により作成されている場合には、訳文も提出してください。

- | |
|--------------------------|
| ア 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族 |
| イ 源泉控除対象配偶者である配偶者 |
| ウ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者 |

1 親族関係書類

次の1又は2のいずれかの書類で、居住者（扶養控除を受けようとする給与所得者）の親族であることを証するものをいいます。

- 1 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- 2 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

2 留学ビザ等書類（30歳以上70歳未満が対象）

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の1又は2の書類で、その非居住者である親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

- 1 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
- 2 外国における在留カードに相当する書類の写し

3 送金関係書類（上記ア及びウの親族のみ）

次の1又は2のいずれかの書類で、居住者（扶養控除を受けようとする給与所得者）が生活費又は教育費に充てるための支払いを、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- 1 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者（扶養控除を受けようとする給与所得者）からその親族に支払いをしたことを明らかにする書類
- 2 いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額を居住者（扶養控除を受けようとする給与所得者）から受領したことを明らかにする書類

（注）上記イに該当する配偶者については、「扶養控除等（異動）申告書」に送金関係書類を添付する必要はありませんが、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「配偶者控除等申告書」に送金関係書類を添付し提出する必要がありますので、ご注意ください。

4 38万円送金書類（30歳以上70歳未満が対象）

送金関係書類のうち、非居住者である親族それぞれへの令和5年中における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。